2017年12月5日 第50回ICANN報告会



次世代gTLD RDSポリシー策定WG 検討状況報告

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター インターネット推進部 山崎 信

おさらい

経緯

2009年10月: AoC(責務の確認)中の重要責務の1つに

Whoisポリシーが掲げられる

• 2010年9月: Whoisポリシーレビューチーム(RT)が発足

• 2012年5月: WhoisポリシーRTが最終報告書を公表

• 2012年12月: gTLDディレクトリサービス専門家作業部会

(EWG)設立

• 2014年6月: EWGが最終報告書提出

• 2015年5月: 理事会発議によりポリシー策定プロセス(PDP)が開始

• 2015年10月: 事務局が最終課題報告書を公表

• 2016年1月: GNSO 次世代RDS PDP作業部会(WG)設立

・ RDS PDP WGの目的

• gTLD登録データの収集、保守、アクセス提供に関する目的を定義し、 データ保護のためのセーフガードを検討すること。これにはEWG最終 報告書の勧告を参考とし、適切であれば新たなgTLDポリシーを創設



要求の大分類

利用者および目的

gTLD登録データにアクセスすべきなのは誰であるべきか、何の目的で?

登録データ要素

何のデータを収集・保存・ 公開すべきか?

プライバシー

データおよびプライバシーを保護するためには どんな段階を踏むべきか

アクセス制限

各ユーザーおよび目的向けにデータアクセスをコントロールするためにはどんな段階を踏むべきか?



データの正確性

データの正確性を増すためにはどのような段階を踏むべきか?

質問に回答するため、要求を使いチャーターが 本WGに課したもの:

これらの要求を処理するのに、新たなポリシーの枠組みおよび次世代システムが必要か?



RDS PDP WGのこれまでの経緯



- フェーズ1:ポリシー要件
 - 考えられる根本的な要件について検討(アブ ダビ会議および本日時点ではここ)
 - 上記要件に対応するためにポリシーの枠組み と次世代RDSの必要性について検討。次世代 RDSが必要となれば次のフェーズに進む↓
- フェーズ2:ポリシー策定
- フェーズ3:実装と共存配慮

フェーズ1の今後の予定

- チャーター質問1-5に関する検討完了
- 基礎的な質問への回答
- 初期報告書
- フェーズ1作業計画の 修正
- チャーター質問6-11の 検討
- 第二次初期報告書
- ・フェーズ1最終報告書



ICANN59以降の進捗

- 検討範囲をMinimum Public Data Set (MPDS)を超え て拡張
- ユースケース例の案を作成(7月~8月)
- 目的の定義に関する理解を深めるため、ドラフティング チームを設立し分野別に目的を定義(10月10日)
 - これらのドラフティングチーム分けは次の質問に対する回答とほ ぼ一致:「何の特定(正当な)目的のためにgTLD登録のthin data要素は収集されるべきか?」
- EU一般データ保護規則(GDPR)等の各国データ保護法制 対応:
 - 1. 国コードトップレベルドメイン(ccTLD)レジストリ運用者に GDPR準拠への取り組みに関する情報提供を要請
 - 2. 登録データおよびディレクトリサービスに関する、データ保護 法の影響についての質問に回答するため、独立法律顧問のサー ビスを継続

ICANN60での進捗

- GDPRがWHOIS/RDSに与える影響についてコミュニ ティ横断セッションを開催し議論
 - ICANNは会合前に影響調査結果に関する報告書を公開
- WG対面会合を2回開催
 - 次のチャーター質問に焦点:<u>誰が/何の目的でgTLD登録データ</u> <u>にアクセスすべきか</u>
 - 各ドラフティングチーム(DT)の進捗状況を報告
 - 10/28:
 - DT2(ドメイン名管理および個人利用者)
 - DT3(ドメイン名証明)
 - DT5(法制度および契約の執行)
 - DT6(法的措置)
 - 11/1:
 - DT1(技術課題分析)
 - DT4(ビジネスドメイン名売買)
 - DT7(犯罪捜査・DNS悪用の被害軽減)



ICANN60で出た宿題およびその後

- 各DTに課せられた宿題(11/10期限とされた)
 - 各DTの目的を一文で記載
 - データ収集の目的
 - 課題と利用者の列挙
 - 他チームとの関連・重複部分の列挙
 - 特定の目的のためのデータ収集の有無
- その後11月半ばまでに上記をカバーしたドラフトが各 DTより出揃った



- DT1:技術的な問題分析
 - セキュリティ事象などに見舞われた人などが、追跡を遂行するために関連する連絡先収集を可能にするための情報、証明、およびドメイン名に紐づくサービスに関連する事象の分析
 - 学術的な、もしくは公益のためのDNS関連研究
 - 研究者などが学術研究または公益のために登録データ要素を収集
 - ICANN60会期中に最初のドラフト提出、11月17日頃に最終版確 定
- DT2:ドメイン名管理および個人利用者
 - ドメイン名管理
 - 新規ドメイン名登録、変更、移転、運用目的の連絡、不正情報変更または移転がないかどうかの確認
 - 個人のインターネット利用
 - インターネット利用者による連絡のための登録者特定
 - ICANN60直前に最初のドラフト提出、11月13日に最終版確定



- DT3:ドメイン名証明
 - 証明書申請者の身元情報がドメイン名をコントロールする主体と同一であることの確認を支援するため、登録者などと連絡できるよう、認証局(CA)によって収集された情報
 - 主にOV(Organisation Validated)およびEV(Extended Validation)
 TLS証明書発行時
 - EWG報告書中の記述:ドメイン名によって特定される対象となる X.509証明書を発行する認証局(CA)に関するものがスコープ中のタス クに含まれる。このタスクを遂行するには、識別名(Distinguished Name, DN)が証明書の対象に登録されていることを利用者が確認する 必要がある。そのためには、ドメイン名登録者に関するすべての公開 およびアクセスが制限されたデータへのアクセスが必要となる。
 - ICANN60直前に最初のドラフト提出、11月13日頃最終版確定
- DT4:ビジネスドメイン名売買
 - ・ドメイン名登録者とドメイン名バイヤー(企業や中小企業所有者、ブローカー等)がドメイン名の売買を行うこと
 - 10月19日にドラフト初版、11月11日に最終版確定



- DT5: 法制度および契約の執行
 - インターネットに関連する契約(主にICANNとレジストラ間の契約)、業界最良慣行、法律/政府の規制に伴う義務を執行する権限を持つ公的機関および民間組織がレジストラを監視、ドメイン名登録者を特定または連絡するなどの執行活動
 - 10月24日にドラフト初版、11月8日に最終版確定
- DT6:法的措置
 - 民法および刑法の捜査や執行、法的権利の保護、オンラインでの不正行為または契約遵守関連のため弁護士などを支援すること、またはこれらの活動に対して依頼人を弁護する人、を含む、各ケースに付随する活動のすべての段階、すなわち捜査、登録者・登録機関またはホスティングプロバイダー・ドメイン名管理者もしくは技術担当者との連絡、仲裁、管理手続、民事訴訟、および刑事訴追
 - 10月23日にドラフト初版、11月8日に最終版確定



- DT7:犯罪捜査・DNS悪用の被害軽減
 - 規制当局、法執行機関、サイバーセキュリティプロフェッショナル、IT管理者等による、犯罪またはDNS悪用活動(DoS攻撃、迷惑メール、嫌がらせ)に関連するドメイン名の調査、通知、自動保護システム向け評判(レピュテーション)生成
 - 10月18日ドラフト初版、11月10日最終版確定



今後

- 年末年始を除きほぼ毎週電話会議実施予定
- 2018年3月にフェーズ1初回報告書公開予定





参考資料

- GNSO RDS PDP WG Wikiページ
 - フェーズ1関連文書(ドラフティングチーム資料含む)
 - ドラフティングチームメンバー、メールアーカイブ
- ICANN60 RDS PDP WG対面会合資料
 - 1回目(10月28日)
 - 2回目(11月1日)
- ICANN60 「<u>GDPRがICANNに与える影響</u>」セッショ ン
- <u>ICANNデータ保護・プライバシーページ</u>
 - ICANN事務局によるブログ記事その1 (ICANN60前)
 - ICANN事務局によるブログ記事その2(ICANN60後)



付録:RDAP実装状況

- 2011年9月11日:SSACのSAC 051にてRDAP評価および既存プロトコルの置き換えを勧告
- 2015年3月: RDAP関連IETF RFC発行
- 2016年7月26日: RDAP gTLDバージョン1.0公開
- 2017年9月1日:ICANNよりレジストリ部会に対し、 レジストリ運用者及びレジストラ宛直接連絡する旨表 明
- 2017年9月5日:レジストリSGによる自主パイロット 開始、RDAPプロファイル改良作業
- 2018年7月31日:パイロット終了予定、RDAPプロファイル改良作業完了
- 未定:RDAP商用サービス開始

